

勝山市介護予防訪問介護相当サービス事業実施要領

平成28年4月1日

施行

改正 平成30年3月28日改正

平成30年9月28日改正

令和元年10月1日改正

令和一年一月一日改正

(事業の目的)

第1条 勝山市介護予防訪問介護相当サービス事業(以下「事業」という。)は、要支援者及び第1号事業対象者(以下「事業対象者」という。)に対して、身体介護及び生活援助サービスを提供することにより、要介護状態等となることの予防、要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、要支援者及び事業対象者とする。なお、事業実施にあたっては、地域包括支援センターが、当該要支援認定者及び事業対象者の意思を尊重しつつ、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なケアマネジメントに基づき、決定することとする。

2 事業対象者とは、65歳以上の者であって、基本チェックリストを実施した結果、生活機能の低下が認められた者とする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、地域包括支援センターのケアマネジメントに基づき必要と認められた、訪問介護員による身体介護、生活援助とする。

(実施事業者)

第4条 事業者は、勝山市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定を受けたものとする。

(利用回数及び利用時間)

第5条 事業の利用回数及び利用時間は、地域包括支援センターのケアマネジメントにより決定することとし、利用回数の目安は次の各号のとおりとする。

(1) 事業対象者及び要支援1認定者は、概ね週1回から2回までの利用とする。

(2) 要支援2認定者は、概ね週2回から3回までの利用とする。

(第一号事業支給費の支給)

第6条 市長は、対象者が指定事業者から介護予防訪問介護相当サービスを受けたときは、対象者に対し、第一号事業支給費を支給する。

2 対象者が指定事業者から介護予防訪問介護相当サービスの提供を受けたときは、市長は当該対象者が指定事業者を支払うべき当該介護予防訪問介護相当サービスに要した費用について、第一号事業支給費として当該対象者に対し支給すべき額の限度において、当該対象者に代わり、当該指定事業者を支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、対象者に対し第一号事業支給費の支給があったものとみなす。

(事業費の額)

第7条 事業費は、次に掲げる区分に応じ算定する。

(1) 事業費は1月単位で算定することとし、次に掲げるアからウまでについては1月につき、エからカまでについては1回につき、いずれかの事業費を算定する。

ア 訪問型サービス費(Ⅰ) 1週に1回の訪問型サービスを行った場合 1,176単位

イ 訪問型サービス費(Ⅱ) 1週に2回の訪問型サービスを行った場合 2,349単位

ウ 訪問型サービス費(Ⅲ) 1週に3回の訪問型サービスを行った場合 3,727単位

エ 訪問型サービス費(Ⅳ) 1月の中で全部で4回以下の訪問型サービスを行った場合
268単位

オ 訪問型サービス費(Ⅴ) 1月の中で全部で5回以上8回以下の訪問型サービスを行った場合 272単位

カ 訪問型サービス費(Ⅵ) 1月の中で全部で9回以上12回以下の訪問型サービスを行った場合 287単位

(1)の2 前号の規定にかかわらず、次に掲げるアからキまでに該当する場合については、次のとおりとする。

ア 介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する生活援助従事者研修過程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

イ 指定事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定事業所と同一建物に居住する利用者又は指定事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定事業費の100分の90に相当する単位数事業費を算定する。

ウ 別表第1に掲げる地域に所在する指定事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービスの提供を行った場合は、1月につき所定事業費の100分の15に相当する事業費を所定単位数事業費に加算する。

エ 別表第1に掲げる地域に所在し、かつ、同表に掲げる施設基準に適合する指定事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定事業費の100分の10に相当する単位数事業費を所定単位数事業費に加算する。

オ 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、別表第1に掲げる地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数事業費の100分の5に相当する単位数事業費を所定単位数事業費に加算する。

カ 利用者が、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、当該事業に係る事業費は算定しない。

キ 利用者が一の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において当該事業に係るサービス提供を受けている間は、当該指定事業所以外の指定事業所がサービス提供を行った場合に、事業費は算定しない。

(2) 初回加算

当該指定事業者に係る事業所において、新規に介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回にサービス提供した日の属する月にサービス提供した場合又は当該指定事業者に係る事業所のその他の訪問介護員等が初回にサービス提供した際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき200単位の事業費を加算する。

(3) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)

サービス提供責任者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下これらを「理学療法士等」という。)の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、当該介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回のサービス提供が行われた日の属する月に、100単位を加算する。

(3)の2 生活機能向上連携加算(Ⅱ)

利用者に対して、理学療法士等が、指定介護予防訪問リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士等と連携し、当該介護予防訪問介護計画に基づくサービス提供を行ったときは、初回のサービス提供が行われた日

の属する月以降3月の間、1月につき200単位の事業費を加算する。ただし、生活機能向上連携加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しない。

(4) 介護職員処遇改善加算

別に厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市長に届け出た当該指定事業者が、利用者に対し、サービス提供を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる事業費のいずれかを加算する。

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(3)の2までにより算定した事業費の1000分の137に相当する事業費

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(3)の2までにより算定した事業費の1000分の100に相当する事業費

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(3)の2までにより算定した事業費の1000分の55に相当する事業費

エ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ウにより算定した事業費の100分の90に相当する事業費

オ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ウにより算定した事業費の100分の80に相当する事業費

(5) 介護職員等特定処遇改善加算

別に厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市長に届け出た当該指定事業者が、利用者に対し、サービス提供を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる事業費のいずれかを加算する。

ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(3)の2までにより算定した事業費の1000分の63に相当する事業費

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(3)の2までにより算定した事業費の1000分の42に相当する事業費

(審査・支払事務の委託)

第8条 市長は、指定事業者に対する事業実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を、国民健康保険団体連合会に委託することができるものとする。

2 前項に規定する審査及び支払いに係るサービスごとのコード及び単位数は別表第2のとおりとする。

(事業費に係る支給限度額)

第9条 この事業に係る支給限度額は、勝山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表第4に規定するとおりとする。

- 2 第1項に規定する支給限度額を超えて、利用者が介護予防訪問介護相当サービスの提供を受けた場合、介護保険法施行令第25条に規定する算定方法により事業費を算定することとする。

(指定事業者の責務)

第10条 指定事業者は、この事業を円滑かつ適正に実施するため、必要な職員を配置しなければならない。

- 2 従事職員は自身の清潔保持と健康の管理に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、事故発生時の対応を含めた安全管理体制を整備しなければならない。
- 4 事業実施中に発生した事故等については、速やかに市へ報告するとともに指定事業者が責任をもって対処しなければならない。

(利用者の責務)

第11条 利用者は、あらかじめ決定された利用日に利用できないときは、速やかに指定事業者に連絡しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び厚生労働省が策定した医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日通知)を遵守し、利用者の個人情報を適切に取り扱う。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則として利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて、利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(関係機関との連携)

第13条 市長、地域包括支援センター及び指定事業者は、互いに連携を図る中で、事業の効果的な実施を図るものとする。又、必要に応じて、かかりつけ医師及びその他関係機関と連携を図るものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
(令和3年4月1日から令和3年9月30日までの単位数の算定の特例)

- 2 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、第7条第1号アからカまでについて、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

附 則(平成30年3月28日改正)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月28日改正)

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和元年10月1日改正)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和一年一月一日改正)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

加算等

| 条項 | 基準等 |
|------------------|---|
| 第7条第1号第1項ウ及びオの地域 | 平成24年3月13日厚生労働省告示第120号に規定する地域をいう。(離島等) |
| 第7条第1項第1号エの地域 | 平成21年3月13日厚生労働省告示第83号に規定する地域をいう。(中山間地域等) |
| 第7条第1号第1項エの施設基準 | 平成27年3月23日厚生労働省告示第96号68に規定する施設をいう。(1月当たり実利用者数が5人以下の指定介護予防訪問介護事業所であること。) |

別表第2(第8条関係)

サービスコード・単位数

| サービスコード履歴 (種類コード(項目コード)) | サービス略称 | 単位数 (合成単位数) | 算定単位 |
|-----------------------------|--------------|----------------|-------|
| A2 1111 | 訪問型独自サービスⅠ | 1,176単位 | 1月につき |
| A2 2111 | 訪問型独自サービスⅠ日割 | 39単位 | 1日につき |
| A2 1211 | 訪問型独自サービスⅡ | 2,349単位 | 1月につき |
| A2 2211 | 訪問型独自サービスⅡ日割 | 77単位 | 1日につき |
| A2 1321 | 訪問型独自サービスⅢ | 3,727単位 | 1月につき |
| A2 2321 | 訪問型独自サービスⅢ日割 | 123単位 | 1日につき |
| A2 2411 | 訪問型独自サービスⅣ | 268単位 | 1回につき |
| A2 2511 | 訪問型独自サービスⅤ | 272単位 | 1回につき |

| | | | | |
|----|------|----------------------|------------|-------|
| A2 | 2621 | 訪問型独自サービスⅥ | 287単位 | 1回につき |
| A2 | 6001 | 訪問型独自サービス同一建物減算 | -10% | 1月につき |
| A2 | 8000 | 訪問型独自サービス特別地域加算 | 15% | 1月につき |
| A2 | 8001 | 訪問型独自サービス特別地域加算日割 | 15% | 1日につき |
| A2 | 8002 | 訪問型独自サービス特別地域加算回数 | 15% | 1回につき |
| A2 | 8100 | 訪問型独自サービス小規模事業所加算 | 10% | 1月につき |
| A2 | 8101 | 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割 | 10% | 1日につき |
| A2 | 8102 | 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数 | 10% | 1回につき |
| A2 | 8110 | 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算 | 5% | 1月につき |
| A2 | 8111 | 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割 | 5% | 1日につき |
| A2 | 8112 | 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数 | 5% | 1回につき |
| A2 | 4001 | 訪問型独自サービス初回加算 | 200単位 | 1月につき |
| A2 | 4003 | 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ | 100単位 | |
| A2 | 4002 | 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ | 200単位 | |
| A2 | 6269 | 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ | 137/1000加算 | |
| A2 | 6270 | 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ | 100/1000加算 | |
| A2 | 6271 | 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ | 55/1000加算 | |
| A2 | 6273 | 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ | 加算Ⅲの90%加算 | |
| A2 | 6275 | 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ | 加算Ⅲの80%加算 | |

| | | | | |
|----|------|-------------------------------|---------|-------|
| A2 | 6278 | 訪問型独自サービス特定処遇改善加 算 I | 63/1000 | |
| A2 | 6279 | 訪問型独自サービス特定処遇改善加 算 II | 42/1000 | |
| A2 | 8310 | 訪問型独自サービス令和3年9月30日 までの上乗せ分 | 1/1000 | 1月につき |